

事前決算～黒川合宿～

今年も仕事初めの1月6日から7日、恒例の黒川合宿に行ってまいりました。

暖冬ということで雪の姿はまったくなく、初めて参加した私にとっては少しがっかりでしたがチェーンの心配もなくのんびり向かう事ができました。途中、阿蘇神社に寄りみんなでC&Aと顧問先様の更なる成長を祈り参拝しました。

合宿では、『企業理念』を見つめ直すところから始まり、C&Aグループの使命とは何か、経営者のホームドクターとして今後どうしていくべきのか、そして当期計画の策定等……。

時間をかけて職員全員で議論していきました。日頃は実務に追われてできない事を、特別に時間かけてしっかり自分の仕事と向き合う事の大切さも実感できました。

同じような事を当社では『将軍の日』として実施させて頂いております。これは、丸一日かけて一緒に会社の理念や現状把握、そして未来について考えていくものです。

興味をお持ちの方はぜひ担当者に一声かけて下さればと思います。

(首藤)



「ある日から…時代が一変した」

今年になって、緊急事態、三密、…など、全世界でウイルスコロナが猛威を振るっている。終息が見えない。

何気ない生活が一番大事なこと！に気づかされる。田中元総理の三原則に「食って、寝て、いやなことは忘れろ」がある。明日また、いやなことがワンサカやってくる。また、ある和尚が言った、ほんの一時でも過ぎたことは気にしない。これから起こることも気にしない。自分が置かれた状況の中で、生きる事に感謝する。明日はどうなるかわからないが、今日一日は笑顔でいよう！今自分は生きていると言う事だけを見つめて！

(川田)

川田の
つぶやき



絆 KIZUNA

C & A グループ ニュースレター 2020/vol.35

C & A グループ
税理士法人 C & A
株式会社 C & A
株式会社 C & A 会計

〒860-0073 熊本市西区島崎2丁目24-6
TEL: 096 (274) 1201
FAX: 096 (325) 1211

私たちの中企業経営者のホームドクターとして、
社員同士、お客様、地域社会との共生（ともいき）を実現します。

2019年12月に中国の武漢に発生した新型コロナウイルスは、あっという間に日本全土に広がり、現在（7月30日時点）国内の感染者数は3万5千人余り、死者は1000人を超えてます。痛ましいことに世界全体でも感染者数は1700万人を突破し、死者は67万人に達しています。自粛のため家での時間を過ごすことが増え、多くの人が最終的に人生で大切にすべきものは、家族やパートナー、友人といった身近な人たちなのだと実感されたことではないでしょうか。

経済活動の制限されたアフターコロナという未知の嵐の中、C&Aグループはクライアントの皆様と共に手を携えてこの荒波を超えていきたいと思っております。

C&A グループ 代表 高濱 三喜夫

新入社員紹介「前田香穂」

2020年4月に入社いたしました、前田香穂と申します。地元は大分県杵築市で、3月に大分県にある日本文理大学の経営経済学部を卒業しました。

私は高校生の頃から、会計の勉強をしており、税理士という職業に憧っていました。今回C&Aグループに採用していただき、憧れの税理士事務所で、優しく丁寧に指導してくださる上司、先輩方の下、毎日働けていてとても感謝しています。まだまだ未熟ですが、仕事を覚えていながら、少しでも早く一人前に近づけるよう日々精進してまいります。

趣味は滝を見に行くことです。大分にも沢山滝があって、お休みの日に滝を見に行ったりしていました。熊本県ではまだ二つほどしか見ていないので、もしおすすめの滝スポットがありましたら是非教えていただけたら嬉しいです！

大分から初めて県外に出て暮らし、仕事をして行くことはまだ不安もありますが、早く皆様のお役に立てるように、一生懸命努めて参りますので、これからよろしくお願ひいたします。



(前田)

新サービス 未来の資金繰りをシミュレーションする！ 「キャッシュ・イズ・キング」のご案内

新型コロナにより資金繰りが厳しい企業が増加する中、当社では持続化給付金やコロナ融資などの支援をこの3か月間行ってまいりました。

多くの企業が目先の資金は確保できたものの、ウイズコロナ・アフターコロナが続く状況を考えると今後、売上減少による資金繰りの悪化は予断を許さないと考えております。

資金をとにかく減らさないためにも、まずは**未来の資金状況を経営者が把握し、対策を打っていく**ことが非常に重要です。

今回ご提案する新サービス「キャッシュ・イズ・キング」は会計データを利用して簡単に未来の資金繰りを見る化し、打ち手を入れていくことで資金がどのように変化するのかをシミュレーションするツールです。

「キャッシュ・イズ・キング」を活用することで

- ① 12ヶ月間のキャッシュの推移を見える化します。
- ② キャッシュの対策が余裕をもって行えます。
- ③ お金に対する見えない不安が解消され、やるべきことが明確になります。
- ④ 打ち手と資金の増減が見えるため、打ち手の優先順位が明らかになります。



キャッシュイズキングを活用し、私たちも社長と一緒に未来の資金繰りを考え、会社継続のための支援を全力でさせて頂きたいと思っています。

サービスに関しての詳細は、毎月の訪問の際やセミナー等で実際の画面を見ながら、ご説明させて頂きます。

(高濱亮)

売上アップに繋がる！

～デメリットをプラスに変えたワンアイディア～

昔から謎解き問題や推理小説が好きなのですが、現実にもたった一つのアイディアが厳しい現状を打破したという話を聞きます。今回はそんな一つのアイディアが現状を大きく改善させたお話をクイズ形式で紹介。

テーマは「デメリットをプラスに変えたワンアイディア」です。お暇なときに楽しんでいただき、経営のひらめきに繋がれば幸いです。

第1問

カナダのトロントにある、ある衣料品店。冬のトロントは平均気温がほとんど氷点下で時には-20℃を超すことも。そのため冬場になると客足は遠のき売上は激減していました。しかし、ある一つの戦略によって、寒くなればなるほど人が来るよう。一体、何を始めたのでしょうか？



第2問

神奈川県にある、古い昔ながらの商店街。近くにショッピングモールができて客足が遠のき、シャッター街の一歩手前という状況に追い込まれてしまいました。しかし、あるモノを取り入れたところ話題を呼び、なんと来客数が年間36万人にまで増加したそうです。一体、何をしたのでしょうか？

答え

第1問の答えは、「氷点下を下回った分だけ割引を行った」

つまり-15℃なら15%割引、-20℃なら20%割引。割引率は当然、毎日変動するので客の方から自主的に店舗に注目を集めの効果も。似たような事例として、雨の日に割引をすることで集客を図った居酒屋や、不格好で売り物にならないお野菜のラッピングにユニークな顔を書いたことで即完売にした農園などもあるそう。マイナスをプラスに変えた逆転の発想に驚きです。



第2問の答えは、「商店街全体で使えるショッピングカートを配置した」

それにより商店街内の移動が楽になり、かつ商店街全体をひとつのスーパーマーケットのように楽しむ人たちが増え、話題性も高まったそうです。さらに各店舗のお買い得商品をチラシに載せて配布することで、お客様が買い物をしやすくするなどの工夫をされているそう。競合相手の強みをうまく取り入れることで逆に、既存の商店街という形に新しい風を吹き込んだ画期的なアイディアですね！

(高濱なづな)

第10回次世代経営者の未来を語る会（2020年1月31日）



今回で10回目を迎えることが出来ました記念に、参加回数の多かった四名の方々を表彰させていただきました。

その記念品は村上食品工業株式会社様、ワールド・グリーン株式会社様、株式会社北斗様、BarBEAT様より協賛頂きました。誠にありがとうございました。

今回はこれまでを振り返り、①経営の四要素、ビジネスモデル、財務・資金、人・組織、統治基盤 ②経営者として鍛えるべき、三つの能力心・体・技 ③「会社」の成長回路と「経営者自身」の成長回路について復習をしたのち、過去回のテーマについて各グループでの発表を行いました。第8・9回のコンピテンシーは言葉の響きと共に皆さんの中に大きく印象付けられたのか、その後の懇親会でも話されていました。

最後に、令和2年最初の回ということもあり、今年の目標（頑張っていくこと）を発表して頂きました。発表することで、実現していかなければという気持ちになられていれば、私たちも嬉しいです。

今年も4月に11回目を開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により延期になっております。コロナウイルスが終息してきましたら再開したいと思っております。その際は、御案内させて頂きますのでぜひご参加下さい。

（中村）

家賃支援給付金

コロナ支援策の新たな策である家賃支援給付金制度をご案内いたします。

売上急減の事業者に対して固定費の大きな割合を占める地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的とした給付金となります。

●給付対象者

テナント事業者のうち中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であり

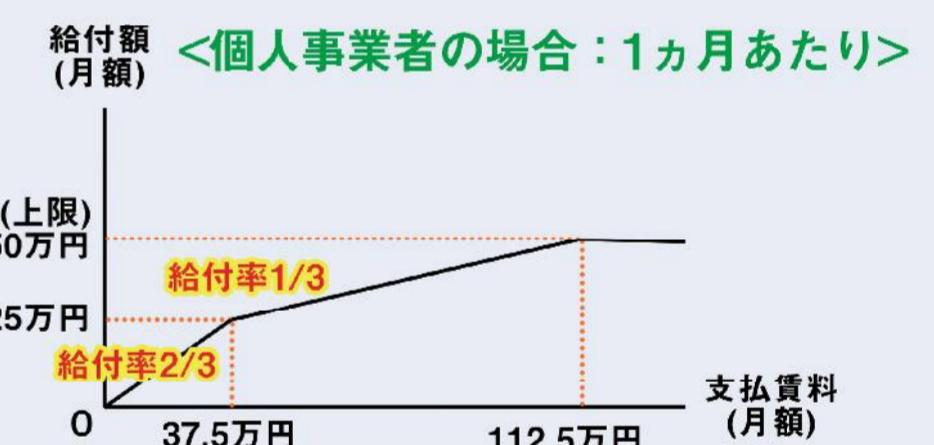
- ①5月～12月でいずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
- ②5月～12月で連続する3ヶ月の売上高が前年同月比で30%以上減少

●給付額

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6ヶ月分の給付額に相当する額を支給します。1店舗のみの場合（給付率2/3）上限額は法人50万円、個人事業主25万円となり、複数店舗を所有する場合（上限を超えた金額における給付率は1/3）は上乗せされて上限が100万円（法人）、50万円（個人事業主）となります。



法人は最大600万円



個人事業者は最大300万円

●必要資料

法人：確定申告書（別表一）、法人事業概況書、申請にもちいる売上台帳、賃貸借契約書、直近3ヶ月間の支払賃料（月額）が確認できる資料（通帳コピー等）、給付金の振込をする口座情報（表紙、見開き）、誓約書（代表者の自署が必須）

個人：確定申告書、申請にもちいる売上台帳、賃貸借契約書、直近3ヶ月間の支払賃料（月額）が確認できる資料（通帳コピー等）、給付金の振込をする口座情報（表紙、見開き）、本人確認書類（運転免許証等）、誓約書（代表者の自署が必須）

先日の持続化給付金に続いての大型支援策となります。対象になる方は申請漏れが無い様ご注意ください。不明な点等があれば各担当者にお尋ねください。

（園田）

熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金について

6月12日より熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金の融資限度額が引き上げられました。以下に条件等をまとめましたのでご確認ください。

資金名	熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金
融資限度額	4,000万円 ※熊本県金融円滑化特別資金、セーフティネット保証4号等の融資と別枠ではありません。
融資期間	10年以内
据置期間	5年以内
上限金利	3年以内 固定 年1.40%以内 5年以内 固定 年1.55%以内 7年以内 固定 年1.70%以内 7年超 固定 年1.90%以内
利子補給	3年間の利子を県が全額補助 ※利子補助には一定の条件があります。 ※利子は一旦負担して、年2回県に申請が必要です。
保証料	0.00% (全額補助) ※保証料補助には一定の要件があります。
担保	不要
借り換え	保証付き債務からの借り換えが可能
申込窓口	取扱金融機関、商工団体等
取扱期間	令和2年5月1日(事前相談受付開始) ～令和2年12月31日 保証協会受付分 かつ 令和3年 1月31日 融資実行分

※利子補助の手続き

- 利子補助は年2回（上半期2月～7月分、下半期8月～1月分）
- 対象期間中、年2回の申請が必要（上半期分8月31日まで、下半期分2月10日まで（当日消印有効））

※提出書類

- 提出書類
- 熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補助金認定書兼交付申請書（毎回）
- 添付書類（初回のみ）
 - ・市町村発行の認定書（セーフティネット4号、5号、危機連絡保証）の写し
 - ・返済予定表（毎月の支払利子が確認できる書類）の写し
 - ・資金貸付返済口座の通帳の写し（口座名義が記載されている通帳表紙の次ページ）

詳しい内容は各担当者にご相談ください。また、新型コロナウイルスに対する対策等は国や県、市町村などから次々と発表されていますので、弊社としても隨時お知らせしていきます。

(畠島)

税制改正

令和2年度の税制改正が令和2年3月27日に成立し4月1日から施行されています。今回の主な改正点は次の通りです。

●寡婦・寡夫控除の見直し(所得税)

これまでの未婚の親は寡婦・寡夫控除の対象外となっていましたが、①生計を一にする子を有すること及び②合計所得金額が500万円以下の二つの要件を満たしていれば、**ひとり親控除35万円**の所得控除を受けることができるようになりました。

また、これまで適用されていた寡婦控除について、合計所得金額が500万円以下の場合に限るとした所得要件が新たに設けられました。この規定は**令和2年分の所得税から適用**となります。

●中小企業者等の少額減価償却資産の延長

中小企業等が**取得価額30万円未満**の少額減価償却資産を取得して事業の用に供した場合には300万円を限度に損金算入が認められます。この規定が**令和4年3月31日**に取得・事業の用に供したものまでに延長されました。

★規定は平成30年に決まっていたが令和2年から適用される規定

ここから記載する規定は以前に改正項目として決定していたものですが、適用が令和2年から適用される規定です。

①基礎控除額の改正

令和2年分の所得税から基礎控除額が**38万円から48万円**に引き上げられました。ただし、合計所得金額が2,400万円を超える人は段階的に引下げられ、合計所得金額が2,500万円を超える人は基礎控除額が0円となりました。

②給与所得控除・公的年金等控除の改正

基礎控除額が引き上げられたことに連動して、給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられました。

③扶養控除等の改正

基礎控除額が48万円に引き上げられたことに連動して、合計所得金額が48万円以下である扶養親族が控除対象扶養親族等とされました。

※給与収入だけでいいれば、年間103万円以下の給与収入であれば合計所得金額は48万円以下となります。

上記以外にも今回改正された項目や以前に改正されている項目はあり、これ以外にも今回は新型コロナ関係の項目もありますので、詳しくは各担当者にお尋ねください。

(下田)